

# 山口市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、「山口市地域包括支援センター運営業務」委託に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

## 2 業務の内容

### (1) プロポーザルの名称

山口市地域包括支援センター運営業務委託

### (2) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### (3) 業務内容

別紙「山口市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 3 募集設置圏域及び担当地域

設置圏域	担当地域
北東部	仁保・宮野
南部（川西）	嘉川・佐山・阿知須

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定する老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的に設置された公益法人又はNPO法人に該当する法人
- (3) 過去、山口市において指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を行った経験がある者を配置できる法人
- (4) 令和3年6月1日時点で山口市（以下「市」という。）の競争入札参加資格を有し、かつ、物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分99「業務委託（その他）」のコード99「その他」の営業種目で登録し、地域包括支援センター業務の記載があり、市内に事業所を有していること。なお、本実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、令和3年5月17日までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。また、競争入札参加資格は有しているが、指定する営業種目での登録がない場合は、令和3年5月31日までに営業種目の追加を行う必要がある。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和3年5月17日）から契約締結までの間に

において、山口市入札参加資格に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定した者に限る。）を受けた者を除く。

## 5 事業費

本事業に係る費用は下記のとおりとし、支払時期と支払方法については契約書で定めることとする。

### (1) 委託料の内訳

委託料の内訳は、人件費相当額、総合相談経費、事務費とする。

- ① 委託料の上限については、以下の表のとおりとする。

担当圏域	委託料の上限額
北東部	3,870万円
南部（川西）	4,720万円

- ② 人件費相当額については、受託法人から包括的支援事業に従事する職員の人件費に係る見積書を徴取し、精査したうえで予算の範囲内で決定する。この場合、時間外勤務手当の算定にあたっては、職員1人あたり年間120時間で算定するものとする。

- ③ 総合相談経費については、指定介護予防支援業務に従事する職員の人件費に3割を乗じて得た額とする。

- ④ 事務費については、以下の表のとおりとする。

なお、表の金額は包括的支援事業に従事する職員数に基づき算定したものであり、その内訳は事務室使用料、駐車場使用料、その他消耗品費等とする。

包括的支援事業に従事する職員数	事務費
3名	270万円
4名	330万円

※ 表の金額は、令和3年4月1日時点のもの。

## 6 備品の貸与

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の開設にあたり、委託業務に必要な以下の備品を市が無償貸与するものとする。

- (1) 軽自動車、パソコン（包括、ケアプランシステム用）  
(2) 市が予算の範囲内で購入する備品

※詳細は、仕様書の別紙「貸与物品一覧」を参照のこと。

## 7 主なスケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和3年4月16日（金）
質問受付	令和3年4月23日（金）～4月30日（金）正午
参加意向申出書受付	令和3年5月11日（火）～5月17日（月）
参加資格確認結果通知書発送	令和3年5月18日（火）
提案書受付	令和3年5月25日（火）～6月28日（月）
プレゼンテーション日程通知	令和3年6月29日（火）
プレゼンテーション実施 （プロポーザル評価委員会）	令和3年7月20日（火）※変更の場合あり
プロポーザル審査委員会	令和3年8月2日（月）
地域包括支援センター運営協議会	令和3年8月26日（木）
結果通知発送及び公表	令和3年9月8日（水）
引継期間	令和4年1月4日（火）～3月31日（木）
契約締結	令和4年4月1日（金）

※ プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の開催は、令和3年7月20日（火）を予定している。日程は変更の可能性もあるため、開催日時及び場所については、別途提案者に通知するものとする。

## 8 質問及び回答

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

### （1）提出書類

質問書（様式第1号）

### （2）提出期限 令和3年4月30日（金）正午

### （3）提出先及び提出方法

提出はファックス又は電子メールによること。

山口市健康福祉部 高齢福祉課 包括支援担当

FAX番号 083-934-2647

電子メールアドレス [hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp)

### （4）回答方法

質問書を提出した事業者には、ファックス又は電子メールで回答し、その回答は随時山口市ウェブサイト（<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）に掲載する。

## 9 参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

### （1）提出書類

① プロポーザル参加意向申出書（様式第2号）

② 配置予定職員一覧表（様式第3号）

- (2) 提出期限 令和3年5月17日(月)(必着)
- (3) 提出先  
〒753-8650 山口市龜山町2番1号  
山口市健康福祉部 高齢福祉課 包括支援担当
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 郵送
- (6) 審査結果  
提出締め切り後、参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

#### 10 提案書の提出及び提案項目

提案書の提出は、プロポーザル参加意向申出書(以下「参加意向申出書」という。)を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた事業者にのみ本市から要請する。

- (1) 提出書類
  - ① 提案書(様式第4号)
  - ② 法人の活動実績(様式第5号)
  - ③ 見積書(様式第6号)
- (2) 提案内容  
別紙「山口市地域包括支援センター運營業務委託」提案書評価基準を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。
- (3) 提案書作成上の注意
  - ① 具体的な内容を把握することができるように、図や表などを用いて、事業内容や事業展開を分かりやすく記載すること。
  - ② 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りではない。
  - ③ 様式として、1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えない。
  - ④ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
  - ⑤ 提案書類一式を上記(1)①～③の順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。
- (4) 提出期限 令和3年6月28日(月)(必着)
- (5) 提出先 9(3)に同じ
- (6) 提出部数 9部(正本1部、副本8部)
- (7) 提出方法 郵送
- (8) その他
  - ① 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
  - ② 提出された提案書は返却しない。
  - ③ 参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提案書の提出がない場合、参加を辞退したものとみなす。

## 11 プレゼンテーションの実施及びヒアリングの実施

### (1) プレゼンテーション

#### ① 実施予定日 令和3年7月20日(火)

※実施時間及び実施場所、実施手順等の詳細については、別途応募者に通知する。

また、市内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、オンラインでの実施を行う場合がある。その場合は、別途応募者に通知する。

#### ② 実施時間 1事業者当たり45分(プレゼンテーション30分、質疑応答15分)

#### ③ 出席者

1事業者当たり3名以内とし、事業者の職員以外の者の出席を認めないものとする。

#### ④ 選定方法

別紙「山口市地域包括支援センター運營業務委託」提案書評価基準に基づき、評価委員会が提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、提案内容を評価し、評価結果に対するプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、各委員の評価の合計点が満点の6割以上の得点を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、合計点が最も高い提案者が複数ある場合は、最高点数がついた基準項目数が多い者を受託候補者とし、最高点数がついた基準項目数が同じ場合は、評価委員会の議決によるものとする。

#### ⑤ その他

プレゼンテーションの際にプロジェクター及びパソコンを使用する場合は、事前に連絡の上、各事業者で準備すること。

### (2) 選定結果の公表

選定結果は、提案者全員に通知するとともに、山口市ウェブサイトで公表する。なお、選定結果の内容に対する異議申し立てには一切応じない。

## 12 引継期間

公募により選定された法人が、応募するセンターを新規に受託する法人の場合、現在のセンター受託法人からの円滑な引き継ぎを行うために、令和4年1月4日から3月31日までの約3か月間を引継期間として、令和3年12月に本市と引き継ぎに関する委託契約を締結する。仕様書別紙「貸与物品一覧」にある物品は令和4年1月4日から貸与する。また、当該引き継ぎに関する委託料については、別途協議することとする。

そのため、令和4年1月には、4月以降に配置を予定している職員が、現在のセンター受託法人からの引き継ぎを受けることになるため、令和4年1月から引き継ぎを行うことができる体制の確保に努めること。

## 13 契約

審査委員会の審査により選定した事業者について、選定結果を山口市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)に報告し、意見聴取、審議、承認された後、本業務の委託先法人とし、契約する。

ただし、受託候補者による辞退あるいは人員体制等の欠格で委託できない状況となった場合、次点の事業者を受託候補者とする。

(1) 契約の更新

令和5年度以降は、前年度において、センターの事業評価の結果、センター機能が地域において十分発揮されていると認められる場合は、運営協議会の承認を得たうえで、次年度においても引き続き委託先法人として選定する。

(2) 契約の解除

契約期間中に受託法人が、介護保険法等に定められた事項を遵守しない場合等は、運営協議会の議を経て、契約を解除する場合がある。その場合、次の受託法人が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎ等を行うこと。

14 その他

(1) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 同一法人が複数の圏域に応募することを妨げない。

(3) 参加意向申出書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加意向申出書及び提案書を無効とする。

(4) 提出された書類は、委託事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）第4条に基づく公開請求があったときは、同条例第5条の規定により公開をしないことができる情報を除き、請求者に公開する。

15 問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号 山口市役所1階

山口市健康福祉部 高齢福祉課 包括支援担当

電話番号 083-934-2758